

オープンカウンター方式による見積合わせに関する注意事項

- 1 オープンカウンター方式による見積合わせは随意契約であり、業者登録区分以外の取扱商品に対する見積合わせへの参加も可能です。

ただし、業種「03-01 医療用機械器具」の案件については、広島市の登録種目「03-01 医療用機械器具」に登録されている者のみ参加することができます。
 - 2 見積書は契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載して下さい。
 - 3 調達物品が仕様書において複数のメーカーから選択することとされている場合には、選択したメーカーが特定できるよう、機構のホームページ「入札・契約情報→各種帳票・様式」の中にある「《オープンカウンター》内訳書」をダウンロードし、業者名とメーカー名を記入の上、見積書に添付してください。
 - 4 物品請求領収書（見積依頼書・発注書・納品書・検査書）（以下、「見積依頼書」）において、複数の物品を一括して見積依頼している場合（見積依頼書において、品名が複数行記載してあるもの）には、個々の物品ごとに見積金額を記載してください。

この場合、個々の物品ごとに予定価格を設定していますので、1点でも予定価格を超過しているときには、見積総額が予定価格の範囲内でかつ最低価格者であっても契約の相手方となりません。
 - 5 ただし、事務負担軽減の観点からオープンカウンター方式案件のうち、
 - (1) 参加者全員の見積金額が予定価格を超過し、契約の相手方が決定しなかった案件
 - (2) 4の後段に記載している事由によりその見積の一部が予定価格を超過していたこと、その他の参加者に予定価格の範囲内にいるものがいなかったことにより契約の相手方が決定しなかった案件

については、1回に限り、当該案件の最低見積総額提示者から、順次、価格交渉を行い、両者で合意した場合には、契約の相手方として決定する取扱いとします。
 - 6 契約金額（消費税込）が100万円を超える場合、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結した場合や、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、誠実に履行している場合は、契約保証金の納付を免除します。

【参考】4の事例：見積依頼書において、品名が複数行記載してあるもの

